

所沢市上下水道告示 24号

所沢市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

所沢市上下水道事業管理者 鈴木 哲也

所沢市上下水道告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月27日

所沢市上下水道事業管理者 鈴木 哲也

1 名称等

住 所 東京都港区赤坂二丁目2番12号
名 称 第一環境株式会社
代表者名 代表取締役 玉木 孝一

2 取り扱う公金の種類

水道料金、下水道使用料及び証明手数料

3 指定をした日

指 定 日 令和8年3月24日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

所沢市上下水道告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。また、同法第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月27日

所沢市上下水道事業管理者 鈴木 哲也

1 名称等

住 所 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
名 称 株式会社電算システム
代表者名 代表取締役社長 高橋 譲太

2 取り扱う公金の種類

水道料金及び下水道使用料

3 指定をした日

指 定 日 令和8年3月24日

4 公金の取扱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

所沢市教育委員会告示第 6 号

所沢市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8年 3月27日

所沢市教育委員会

所沢市教育委員会告示第 7 号

所沢市教育委員会事務局組織及び各課事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月27日

所沢市教育委員会

所沢市選管告示第20号

所沢市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年3月27日

所沢市選挙管理委員会
委員長 吉田 正

記

- 1 日 時 令和8年4月3日 午前10時00分
- 2 場 所 所沢市役所高層棟3階 301会議室
- 3 付議すべき事件
 - (1) 在外選挙人名簿に関する事
 - (2) その他